

YKK AP修理延長保証規約

YKK AP株式会社（以下「当社」という。）およびテックマークジャパン株式会社は、当社およびテックマークジャパン株式会社とYKK AP延長保証制度（電装商品）（以下「本保証」という。）に関する契約を締結した加入者様（以下「加入者様」という。）に対して、YKK AP修理延長保証規約（以下「本規約」という。）に基づき、連帯して第1条第3項第2号に定める故障に関する修理（以下「故障修理」という。）を提供します。なお、加入者様は、当社およびテックマークジャパン株式会社と、本規約の内容に同意した上で、本規約に基づく契約を締結するものとします。

第1条 本保証の内容

（1）保証対象機器

本保証の対象となる機器（以下「保証対象機器」という。）は、以下の機器とします。

- ・ スマートドア：ヴェナート D30、イノベスト D70 D50、コンコード S30、M30 顔認証自動ドア、プロント
- ・ リモコンシャッター：リモコンシャッター、リモコンシャッターGR
- ・ メンテナンスキット Smart Control Key

（2）保証期間

- ① 本保証に係る故障修理を請求することができる期間（以下「保証期間」という。）は、当社およびテックマークジャパン株式会社が発行する保証書（以下「保証書」という。）に記載された期間とします。なお、保証書に記載された保証期間外に発生した故障については、本保証は適用されません。
- ② 本保証以外にメーカー保証等が存在する場合は、当該メーカー保証等が優先して適用されます。
- ③ スマートドアおよびメンテナンスキット Smart Control Key の両保証対象機器で本保証にご加入いただいている場合において、それぞれの保証期間が重複する期間（以下「重複期間」という。）が生じたときは、先に保証期間が終了する保証対象機器の本保証が優先して適用されます。なお、重複期間に応じた保証料の減額、返金等は一切行わないものとします。
- ④ メーカー保証等の保証期間中に初期不良等で代替品が提供された場合でも、保証期間は変更されないものとします。

（3）本保証の対象となる故障の範囲

- ① 保証期間内において、保証対象機器に係る取扱説明書、および本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態において、保証対象機器が次号に定める故障をした場合、本保証の対象となります。
- ② 故障（以下「故障」という。）とは、保証対象機器を構成する部品そのものの不具合による、保証対象機器の機能の停止または低下を指します。

（4）故障修理

- ① 保証期間内において、保証対象機器に係る取扱説明書、および本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態において、保証対象機器が故障した場合は、本規約に基づき、当社およびテックマークジャパン株式会社が、故障修理を提供または代替品と交換します。
- ② 保証対象機器に故障が発生した時点で、保証対象機器に関する部品の製造が既に終了しており故障修理が不可能な場合、当社において在庫が無く、部品供給の見込みがないなどの事由により故障修理が不可能な場合、または故障修理の実施と比較し、故障修理の代替手段として、代替品と交換することが合理的な場合は、代替品と交換します。なお、故障修理または代替品との交換のどちらを選択するかは、当社およびテックマークジャパン株式会社の判断によるものとします。
- ③ 代替品との交換を行う場合は、基本的に保証対象機器と同一の機種を代替品として

提供しますが、製造中止等の理由により、その提供が困難である場合は、同等機種を提供します。なお、代替品提供にあたって、加入者様は当社またはテックマークジャパン株式会社に対して、機種または型番その他の指定を行うことはできません。

- ④ 本保証の対象となる故障修理の費用は、部品代(注1)、現場調査費、故障修理にかかる費用(修理作業費、調整作業費を含む)、出張費用(注2)(いずれも全て消費税込み)となります。

(注1)故障修理のために使用する部品は、保証対象機器の同一部品ではなく、代替部品となり、外観の色やデザインが変わることがあります。

(注2)以下に定める費用は、出張費用に含まれません。

- ・ 離島および離島に準じる遠隔地へのお出張修理を行った場合のお出張費用。

(5) 保証限度額

- ① 本保証は、故障修理の費用の上限額(以下「保証限度額」という。)の範囲内で加入者様に提供されるものとします。

保証限度額は、下表に定めるとおりとします。

なお、保証期間中であれば故障修理の回数に上限はありません。

保証限度額
保証期間における、保証対象機器に係る故障修理の費用累計30万円(消費税込)

- ② 故障修理の費用が保証限度額を超過した場合、その超過費用(消費税込)は、本保証の加入者様の負担となります。

(6) 本保証の終了

以下に定めるいずれかに該当した場合に、本保証は当然に終了します。

- ・ 当社およびテックマークジャパン株式会社が保証対象機器の代替品を提供した場合。
- ・ 故障修理の費用の累計額(消費税込)が、保証限度額に達した場合。

第2条 故障修理の依頼方法

(1) 加入者様が保証対象機器について故障修理を依頼する場合には、保証書記載の修理受付センター(以下、「メンテナンスセンター」という。)にご連絡ください。加入者様以外の方からの故障修理の依頼はお受けしておりません。なお、メンテナンスセンター以外に故障修理を依頼された場合、本保証は適用されません。

(2) 故障が発生した場合、ただちにメンテナンスセンターにご連絡ください。なお、保証期間終了後に故障修理を依頼された場合、本保証は適用されません。

【ご注意】

※保証期間内に発生した故障につきましては、ただちに故障修理の依頼と故障修理の予約をお願いします。故障修理の依頼日より90日以内に加入者様の都合により故障修理が実施できなかった場合は、当該故障修理の依頼は撤回されたものとみなします。また、保証期間内に発生した故障でも、保証期間終了後の依頼は本保証の適用外となりますのでご注意ください。

第3条 本保証の対象外となる事由または事象

直接または間接にかかわらず、次の各号に定める事由もしくは事象に該当する、または当社およびテックマークジャパン株式会社が以下に定める事由もしくは事象に該当すると判断した場合には、保証期間内であっても、本保証の対象とならないものとします。

- ① 本規約第2条に定める依頼方法以外で、保証対象機器の故障修理を依頼された場合。
- ② 本保証に係る加入者様の契約情報と、加入者様に付帯する保証対象機器の情報に重大な相違がある場合。
- ③ 保証対象機器に対する改造、分解などが原因で生じた故障、損傷または損害。

- ④ 当社が作成した、保証対象機器に関するマニュアル、説明書等を示す正しい装着方法、使用方法を守らなかったために生じた故障、損傷または損害。
- ⑤ 取付工事に起因して保証対象機器に生じた故障、損傷または損害。
- ⑥ 天災、事故、過失、故意、または第三者の加害（虫食い、ねずみ食い等を含む）による故障、損傷または損害。または当該事象が原因となる故障、損傷または損害。
- ⑦ 保証対象機器の自然の消耗、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、水質の問題またはその他類似の事由に起因する故障、損傷または損害。
- ⑧ 保証対象機器を中古品として購入された場合、または当社以外から購入された場合。
- ⑨ 保証対象機器を第三者に譲渡された場合。
- ⑩ 保証対象機器の処分に関する費用、またはリサイクル費用等。
- ⑪ 保証対象機器に係る付属部品（ケース、キャップ、カバー等）、アクセサリ、増設機器、周辺機器、ソフトウェア等、クラウドサービス等、または記憶媒体等との相性による動作の不具合。
- ⑫ 保証対象機器の外装部品、ドレンホース、別売品（オプションリモコン等）およびその付属部品、保証対象機器本体外の設備部品（ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、パッキン類、その他施工部材等）の故障、損傷または損害。
- ⑬ 火災・落雷・爆発・洪水・水害・風害等の偶然かつ外来の事由。
- ⑭ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・その他天災ならびにガス害・塩害・公害・煙害および異常電圧、外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
- ⑮ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- ⑯ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
- ⑰ 盗難、置き忘れ、または紛失による場合。
- ⑱ リコールを含む当社の責に起因した保証対象機器の故障、損傷または損害。
- ⑲ 故障修理の依頼が、保証期間の終了後になされた場合。
- ⑳ 保証対象機器が日本国外にある場合。
- ㉑ 保証対象機器の故障修理を依頼された際、本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合。
- ㉒ 以下に例示する消耗品または消耗品の交換および交換に起因する故障、損傷または損害。
（例）非常用バッテリー、本体用乾電池、リモコンボタン電池等
- ㉓ 故障修理の際に故障修理の作業費用以外に追加作業として生じる諸費用（躯体工事、解体工事、内装工事、電気設備工事、配管工事、足場工事およびその材料・部材・部品費用）等。
- ㉔ 電波障害、通信回線の異常、過電流または過電圧によって生じた故障、損傷または損害。
- ㉕ プログラム、データ、ソフトウェアなど保証対象機器以外に生じた故障、損傷または損害、およびソフトウェア上の原因による故障、損傷または損害（ウィルス感染を含む）。
- ㉖ 一般家庭用以外（例：賃貸、業務用、展示品、車輛、船舶への搭載等）での使用など、通常よりも過酷な使用状況下で発生した故障、損傷または損害。
- ㉗ 加入者様が第7条第3項に規定する事由に該当する場合。

第4条 間接損害等の取扱い

次の損害等については、本保証の対象とならないものとします。

- ① 保証対象機器の故障または損傷に起因して、有形または無形に限らず、他の物に生じた故障、損傷、または損害。

- ② 保証対象機器の故障または損傷に起因して、有形または無形に限らず、他の物が使用できないことによって生じた作業遅延・工事遅延、代替品使用等に伴う損害。
- ③ 保証対象機器の故障または損傷に起因して、人の生命、身体に生じた傷害等（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む）。

第5条 保証書記載事項に関する変更

（１）保証書記載の加入者様名、保証対象機器の設置先住所等の記載事項に変更が生じる場合または生じた場合は、YKK AP延長保証制度（電装商品）受付までご連絡ください。YKK AP延長保証制度（電装商品）受付より当社またはテックマークジャパン株式会社へ連絡します。

YKK AP延長保証制度（電装商品） 受付

E-Mail： ap_warranty_qa@ykkap.co.jp

（２）以下に該当する場合には、前項記載のYKK AP延長保証制度（電装商品）受付にご連絡いただき、所定の手続きを行ってください。

- ・ 保証対象機器が設置された住居が相続または売買等されたことにより、保証対象機器の所有者が変更になった場合

第6条 保証書の保管

保証書は再発行いたしませんので、紛失されないように大切に保管してください。

第7条 保証の適用

（１）本保証は、日本国内において販売され、日本国内において使用されている保証対象機器に対してのみ有効です。

（２）メーカー保証開始日から２年間はメーカー保証が適用され、その後、保証期間に応じて本保証が適用されます。

（３）加入者様が、以下に該当する場合には、当社およびテックマークジャパン株式会社は本保証に関する契約を解除することがあります。

- ① 暴力団等の反社会的勢力に所属または関与する者、その他これらに類似する者であることが当社またはテックマークジャパン株式会社で判明した場合
- ② 加入者様が当社またはテックマークジャパン株式会社（いずれも委託先含む。）に対し、脅迫的な言動、暴力行為、名誉・信用を毀損する行為、偽計または威力による業務妨害行為、および不当要求行為をされた場合

第8条 保証料等

（１）加入者様は、当社およびテックマークジャパン株式会社に対して、所定の保証料（消費税込）を支払うものとします。

（２）加入者様は、当社に解約のお申し出を行い、所定の手続きを経ることにより、本保証を解約することができます。

（３）加入者様は、前項の解約に基づき、所定の計算をもって、保証料（消費税込）の返金を受けることができます。なお、解約の時期によっては返金がされない場合もあります。また、解約のお申し出の時点において、すでに故障修理が実施されている場合（故障修理依頼済みの場合を含む）は、返金はいたしません。

（４）返金は、加入者様の銀行口座への振り込みをもって行います。返金に伴う振込手数料は当社にて負担いたします。

第9条 不要部品の処分

故障修理を実施したことにより不要となった保証対象機器を構成する部品（以下「不要部品」という。）の所有権は、故障修理の完了時に当社またはテックマークジャパン株式会

社に移転するものとし、当社またはテックマークジャパン株式会社は、不要部品を加入者様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。

第10条 承認事項

加入者様は、次の事項を承認するものとします。

(1) 当社およびテックマークジャパン株式会社はそれぞれ本保証の提供のために業務上必要な範囲で、加入者様に係る個人情報の提供を受け、これを利用すること。当社またはテックマークジャパン株式会社の一方が、加入者様の個人情報を取得した場合には、当該情報を他方に提供すること。

(2) テックマークジャパン株式会社が加入者様に係る氏名、住所、電話番号等の加入者様の個人情報を含む保証書記載の情報に関し、次の1から3のとおり情報の提供を行うこと。なお、この場合、テックマークジャパン株式会社は、提携先または委託先と個人情報の取扱いに関する事項を含む機密保持契約を締結します。

1. テックマークジャパン株式会社が契約当事者となる保険契約において必要となる手続を行うために、当該保険契約上の保険者となる損害保険会社に対して個人情報の提供を行うこと。
2. 本保証に関してテックマークジャパン株式会社が提携または業務を委託する者に対して、本保証に係る事業の円滑な遂行のために情報の提供を行うこと。
3. テックマークジャパン株式会社が提供する保証サービス等（本保証を含む）の運用改善・品質向上およびアンケート調査等を含むマーケティング活動の目的で、テックマークジャパン株式会社が提携または業務を委託するものに対し情報の提供を行うこと。

(3) 本保証契約申込において個人情報の記載は任意ですが、未記載事項がある場合には、本契約が締結できない場合や、本保証の一部または全てを受けられない場合があります。

■当社およびテックマークジャパン株式会社を取り扱う個人情報は、次の者が責任を持って管理します。

当社： 情報セキュリティ統括責任者

テックマークジャパン株式会社： 個人情報保護管理者

■加入者様ご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用中止等のご請求、苦情や相談、その他の不明な点についてのご照会は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

当社（YKK AP延長保証制度（電装商品） 受付）

E-Mail： ap_warranty_qa@ykkap.co.jp

テックマークジャパン株式会社

E-Mail： techmark@aig.co.jp

※テックマークジャパン株式会社の問合せ先（E-Mail アドレス等）に変更がある場合は、テックマークジャパン株式会社のホームページ(<https://www.techmark.co.jp>)に掲載いたします。

第11条 変更

本規約の各規定は、社会情勢の変化、その他諸般の事情によりその変更に必要な理由があるものと認められる場合には、当該変更の内容および効力発生時期を明示した上で、その効力発生日の相当期間前までに、当社およびテックマークジャパン株式会社のホームページへの掲載、その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。

2026年7月1日 改定